

【4】西條中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月2日
(平成30年4月2日改定)
(平成31年1月8日改定)
(令和3年4月21日改定)
(令和5年4月3日改訂)

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) 基本姿勢

いじめから一人でも多くの生徒を救うために、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学級でも、起こりうる」との意識を全教職員で共有し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第2条）

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

(3) いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月以上継続していること。

② いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面接等により確認する。

※ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教員はいじめの被害・加害生徒を日常的に注意深く観察すること。必要に応じ、被害生徒のPTSD等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

2 いじめの防止等に関する具体的方策

(1) 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

■具体的な対応策

① 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」づくりに努める。

② 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。

③ 道徳教育では、集団や社会との関わりの中で、人間としての生き方を見つめ、共に豊かな心を育み、よりよく生きようとする生徒を育てる。「特別の教科 道徳」の授業では、いじめに関する資料を取り扱う。（各学年2回）

④ 学級経営では、係活動や当番活動等、生徒相互の触れ合いの中で、自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。また、学級活動でソーシャルスキルを高める活動を推進する。

⑤ 生徒会活動では、生徒の自主性を重んじ、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。また、挨拶運動や地域の清掃活動を通して、ふるさとを大切に作る心や優しさ、自己有用感を育てる。

⑥ 情報モラル教育を計画的に進め、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。生徒会が中心となって「西條中学校ネットルール」を作成するなどし、ネット上でのいじめ防止に努める。

⑦ 保護者に、「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」を実施し、家庭と一体となっていじめ未然防止に努める。

⑧ 特に配慮が必要な生徒については、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。けんかやふざけ合いなどが起きた際、見えない所で被害が発生している場合もあるため、複数の教職員の目で確かめ、いじめに該当するか否かを判断する。

■具体的な対応策

- ① 全教職員が協力して、生徒を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにする。また、毎日の生活ノートや普段の授業等から、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ② 教師全員が「いじめは絶対に許さない」という思いを、毅然とした態度と言葉で生徒に示す。生徒にも「いじめをしない・させない」という意識をもたせ、気軽に助けを求めたりいじめを見付けたら勇気をもって教師に伝えたりできる集団づくりをしていく。
- ③ 悩み・いじめ調査を定期的に行い、早期発見に努めるとともに、調査に基づいた教育相談の充実を図る。

(3) 早期対応

いじめが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、関係生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関と連携する。

■具体的な対応策

- ① いじめが発見された場合、又は相談を受けた場合は、関係教師等によるチームを編成し、生徒指導主事を中心に教職員の緊密な情報交換や共通理解、指導方針を明確化して対応する。
- ② 聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握を迅速に行う。
- ③ いじめを受けた生徒に対しては、本人の痛みを寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。また、いじめを行う生徒に対しては、毅然とした対応を行う。さらに、いじめを行った背景を探り、指導や見守りを継続し再発防止に努める。
- ④ いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。
- ⑤ 教育委員会へ報告する。必要に応じ教育総合センター、児童相談所、警察署等への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行う。
- ⑥ 保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の予定等を具体的に報告し、理解と協力を求める。謝罪が必要な場合は、謝罪する。
- ⑦ いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、いじめの再発を防止する。また、いじめが解決したと思われる場合でも、見守りを続け、必要な指導を行う。
- ⑧ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、市教委や警察と連携して対応する。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭等教職員、育友会長、学校評議員（代表1名）、人権擁護委員、心理や福祉の専門家（必要に応じて参加）等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。年に2回程度開催する。また、必要に応じて委員会を開催する。また、全教職員による「いじめ防止サポート会議」を開催する。

■「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況を確認し、有効な対策を検討する。
- ・学校におけるいじめに関する相談や通報に対応する。
- ・重大な事案が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、関係機関（教育総合センター、児童相談所、警察署等）への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行い、連携して対応する。
- ・教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発を行う。

■「いじめ防止サポート会議」の役割

- ・月1回開催し、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報を共有し、生徒の見守りや支援に努める。

4 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すため、PTAや地域、学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

■具体的な取組

- ① 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ② 家庭訪問や学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ③ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。

- ④ P T Aや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。(P T A総会、学年懇談会、学校評議員会等)
- ⑤ スマートフォンや携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。

5 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組		家庭・地域等との連携
	学校全体	生徒会主体	
4月	・いじめ防止サポート会議	・「いじめ撲滅宣言」を浸透させるための運動 (新入生へプリントの配布、校内放送による啓発)	・西條S P通信の発行
5月	・いじめ防止サポート会議 ・悩み・いじめ調査 ・保護者アンケート ・定期教育相談 ・生徒及び保護者を対象とするいじめ防止講演会 (情報モラル教育)	・授業態度改善週間 (実態調査、校内放送・ポスターによる啓発)	・西條S P通信の発行 ・親子ふれあい資源回収
6月	・小中情報交換会 ・いじめ防止サポート会議 ・Q-Uの調査 ・Q-Uの調査結果に基づく研修会 ・人権に関する作文	・授業態度改善週間 (実態調査、校内放送・ポスターによる啓発) ・小中合同挨拶運動 (校内放送、標語による啓発) ・いじめ防止運動 (標語による啓発) ・挨拶運動 ・島尾海岸の清掃活動	・西條S P通信の発行
7月	・いじめ防止サポート会議	・授業態度改善週間 (実態調査、校内放送・ポスターによる啓発) ・校内意見発表会 (人権に関する)	・西條S P通信の発行 ・保護者会
8月	・いじめについての校内研修会 ・いじめ防止サポート会議 ・いじめ防止対策委員会		・親子ふれあい資源回収
9月	・いじめ防止サポート会議 ・全体研修会 ・小中情報交換会	・挨拶運動	・西條S P通信の発行 ・運動会
10月	・悩み・いじめ調査 ・保護者アンケート ・いじめ防止サポート会議	・挨拶運動 ・小中合同挨拶運動	・西條S P通信の発行 ・学校祭
11月	・いじめ防止サポート会議 ・定期教育相談 ・Q-Uの調査	・授業態度改善週間 (調査や校内放送による啓発)	・西條S P通信の発行
12月	・保護者会における啓発活動 ・いじめ防止サポート会議 ・Q-Uの調査結果に基づく研修会	・いじめ防止運動 (世界人権週間に合わせ、校内放送による啓発)	・西條S P通信の発行 ・保護者会
1月	・いじめ防止サポート会議	・挨拶運動	・西條S P通信の発行
2月	・悩み・いじめ調査 ・保護者アンケート ・定期教育相談 ・いじめ防止サポート会議 ・いじめ防止対策委員会	・授業態度改善週間 (調査や校内放送による啓発) (学習意欲を高めるための小テスト)	・西條S P通信の発行
3月	・いじめについての校内研修会 ・いじめ防止サポート会議 ・小中連絡会	・挨拶運動	・西條S P通信の発行

※いじめ防止対策委員会を、必要に応じて適宜開催する。